

黒滝村クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の開設について

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全気功法の一部を改正する法律」により、同法21条に「指定暑熱避難施設」が規定されました。本村においても、暑さをしのげる場所を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定しました。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは

クーリングシェルターとは、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、施設を一般に開放し、暑さをしのぐ場所になります。

利用する際の注意事項

- ・飲料は各自ご用意ください。
- ・利用できる日時・場所は指定施設の開館している日時及び指定した場所のみにになります。
- ・その他、利用にあたっては各施設の指示に従ってください。

黒滝村内クーリングシェルター施設一覧

	施設名	所在地	開放可能日時	開放場所	開放における 受け入れ可能人数
公共施設	教育委員会事務局 （わかすぎふれあい センター）	黒滝村大字堂原 157	6月2日～9月30日 平日：午前9時～午後5時(祝日除く) 第2・第4日曜日：午前9時～午後5時	わかすぎふれ あいセンター 1階図書室	図書室 約15名
民間施設	黒滝郵便局	黒滝村大字寺戸 152-3	6月2日～10月31日 平日：午前9時～午後5時 （営業時間内）	窓口ロビー	2名